

事例の概要

平成26年10月、自宅天井裏から平成25年7月頃に出産した本児①(事例3)の遺体が発見され、翌日自宅押入れから平成26年9月に出産した本児②(事例4)の遺体が発見された。警察は死体遺棄容疑(本児①)、殺人容疑(本児②)で母親を逮捕した。(平成27年5月、死体遺棄及び殺人罪で懲役5年6ヶ月の実刑判決)。  
 母親は本児①の妊娠に気づくも周囲の誰にも相談せず、周囲も気づかないまま出産直後に発砲スチロール箱に入れ、自宅天井裏に遺棄した。本児②については祖母や保育園から妊娠を疑われるも否定し続け、出産直後に敷布団パット等で包み衣装ケースに入れ死亡させた。  
 児童相談所の関わり有り(異父兄(長男、次男))。市児童福祉、母子保健担当課の関わり有り。要保護児童対策地域協議会の取扱い有(異父姉、異父兄(長男、次男))  
**【家族】**母方祖母(50歳)、母親(28歳)、異父姉(11歳)、異父兄(長男)(6歳)、異父兄(次男)(2歳)、本児①(0歳0日)、本児②(0歳0日)、叔父(15歳)、叔母(11歳)

問題点・課題①

1 リスクアセスメント

【児童相談所、市】

○経済状況の評価、家族の養育力の評価

家計の支出状況を見ると、就労及び各種手当により得た収入は光熱水費等の未払い分の返済に充てられることが多く、不適切な家計管理も相まって、経済的に不安定な状況に陥っていた。児相や市は、支出状況を踏まえ生活状況の評価し、適切な家計管理ができるための支援や入院助産制度等の支援制度の周知を行うことも可能だった。

また、家族との関係性において、同居している祖母や近くに住む叔母等の親族からのサポートが期待できると評価しているが、相談できる関係性は構築されておらず、経済的にも母親を支援する余裕はなかった。母親と家族との関係性を含め家族の養育力を適切に評価すべきだった。

○母親の妊娠の可能性等、母親の心身状況等の評価

養育者の就労状況や子どもの養育状況の確認を行っているが、母親の妊娠の有無及び心身の状況等、母親自身を評価する視点が乏しかった。母親の妊娠のリスクを適切に評価していれば、医療機関への照会や妊娠の事実確認のための踏み込んだ対応の検討にまで至った可能性がある。

2 地域の支援体制

【児童相談所、市、産婦人科医療機関】

○産婦人科医療機関との連携

Bクリニックから市や児相に情報提供があれば、または市や児相から当該家庭について情報提供できるよう依頼していれば、市や児相からBクリニックが母親に紹介したDクリニックに受診状況を確認でき、妊娠の事実を把握できた可能性がある。しかしながら、事件当時、市と市区域外の産婦人科医療機関との連携は不十分だったため、市が市外の産婦人科医療機関から情報提供を得ることは困難だったと思われる。

【児童相談所、市、保育所、学校等】

○保育所等身近な関係機関との連携

保育所は妊娠の疑いを把握した時点で、市または児相に情報提供を行い、保育所や学校等、本家庭に身近な機関を交えて要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議を開催し、「共通のものさし」のもと、リスクの共有及び役割分担等の連携した対応が行われる必要があった。各機関ともに母親の妊娠の疑いを持って対応していたが、各機関が把握している情報を集約し、身近な関係機関を含めた各機関が一丸となって家族全体のニーズを描く等、積極的な連携に結びつく仕組みや意識が不十分だった。

提 言①

1 効果的なアセスメント

【児童相談所、市町】

○幅広い視点からのリスクアセスメント及びリスクマネジメント

子どもの虐待の有無だけにとらわれず、養育者の生育歴、過去の支援履歴等、幅広い視点から調査を実施した上で、家族関係や経済状況等、各関係機関が入手した情報をつなぎ合わせて包括的なリスクアセスメントを行い、関係機関の共通認識のもと、適切なリスクマネジメントを行うべきである。

○母親の妊娠の可能性を想定したリスクアセスメント

要保護家庭だけでなく、生活困窮や多子家庭においても母親の妊娠は条件が重なれば深刻な虐待に発展する可能性があるため、支援過程において、母親の妊娠によるリスクを評価する視点を持ち、望まない妊娠や虐待の早期発見に努める必要がある。

○これまでの経過と新たな情報をもとにした再アセスメント

支援経過が長期にわたる場合、定期的または新たな情報を得たその都度、個別ケース会議を開催するなど、関係機関においてこれまでの経過と新たな情報を踏まえた再アセスメントを行い、援助方針の確認・見直しを行うことが必要である。その際、会議の構成メンバーの追加を柔軟に行い、多角的な視点から家族全体のリスクアセスメントを行うべきである。

【県】

○先進的取組、アセスメントツール及びスキルの提供等のサポート

各市町に対し、母子健康手帳交付時のリスク評価等についての先進的取組や効果的なアセスメントツール及びスキルを提供する等のサポートを行い、県全体のスキルアップに努める必要がある。

2 地域の支援体制の構築

【市町等行政機関、産婦人科医療機関、県】

○地域の医療機関との情報共有及び連携

市町区域内だけでなく、市町区域外を含めた地域の産婦人科医療機関との情報共有や連携ができる仕組みを構築し、望まない妊娠の早期発見及び適切な支援につながるネットワークづくりを行う必要がある。また、医療、福祉の各機関が互いの役割を認識し、学びあう機会を積極的に設ける等により、関係機関の連携が効果的な支援につながる取組を講じるべきである。

【市町等行政機関】

○保育所や学校等、身近な支援機関との連携

保育所、学校等の日頃、児童やそのきょうだいに関わる関係機関との情報共有を密接に行い、組織的な対応が行えるようにするため、個別ケース会議への参加を積極的に促すなど、リスクや援助方針、役割分担等の共通理解が持てるような取組を講ずるべきである。

3 経済的支援

【市町】

○生活困窮家庭に対する出産費用等の支援及び制度の周知

児童福祉担当部署及び母子保健担当部署は、入院助産制度等の周知及び積極的な活用を努め、要保護児童対策地域協議会の実務者会議又は個別ケース会議に生活困窮者自立支援事業担当者等を加えて、より幅広い観点からの支援を検討するなど、生活困窮家庭への経済的支援制度の活用を積極的に図るべきである。

事例の概要

平成26年10月、自宅天井裏から平成25年7月頃に出産した本児①の遺体が発見され、翌日自宅押入れから平成26年9月に出産した本児②の遺体が発見された。警察は死体遺棄容疑（本児①）、殺人容疑（本児②）で母親を逮捕した。（平成27年5月、死体遺棄及び殺人罪で懲役5年6ヶ月の実刑判決）。  
 母親は本児①の妊娠に気づくも周囲の誰にも相談せず、周囲も気づかないまま出産直後に発砲スチロール箱に入れ、自宅天井裏に遺棄した。本児②については祖母や保育園から妊娠を疑われるも否定し続け、出産直後に敷布団バット等で包み衣装ケースに入れ死亡させた。  
 児童相談所の関わり有り(異父兄(長男、次男))。市児童福祉、母子保健担当課の関わり有り。要保護児童対策地域協議会の取扱い有(異父姉、異父兄(長男、次男))  
**【家族】**母方祖母(50歳)、母親(28歳)、異父姉(11歳)、異父兄(長男)(6歳)、異父兄(次男)(2歳)、本児①(0歳0日)、本児②(0歳0日)、叔父(15歳)、叔母(11歳)

問題点・課題②

3 望まない妊娠・出産の予防、支援制度の周知

【市、児童相談所等行政機関】

○望まない妊娠等、妊娠・出産に係る相談支援体制

市や児相は、母親に対し家庭訪問等により相談支援を行っていたが、妊娠・出産について相談を受けることはなかった。母親は事件発生時点で、過去に複数の男性との間に8人の子どもを妊娠し、うち中絶や本事件等により5人の子どもが亡くなっている。母親は家族内にも相談できる相手がいなかったことから、母親自身の悩みを含めた妊娠・出産について相談できる関係性の構築及び支援策の検討が必要だった。

【産婦人科医療機関】

○医療機関での支援

Bクリニックは、平成26年4月に母親が本児②の中絶のため同クリニックを訪れた際、口頭でDクリニックを紹介しているが、それ以前の平成23年3月に母親に対し中絶手術を行い、その後平成24年から25年にかけて避妊薬を処方するなど継続的に診療を行っていた。このことから、同クリニックにおいて、中絶を繰り返していることから望まない妊娠の可能性があることを考慮し、避妊効果や中絶に関する正しい知識とともに、相談・支援窓口等について案内することが可能だった。

【保育所、学校等】

○望まない妊娠の予防教育

母親は高校生の頃に初めて妊娠し、以降、複数の男性と交際している。その結果、妊娠・中絶を繰り返し、本児①及び本児②の父親は異なっている。こうした状況から、母親になる前の幼児期の段階から命の大切さを教え、学校教育においては、妊娠・出産に関する正しい知識とともに望まない妊娠等についても取り扱うなど、より踏み込んだ予防教育が必要である。

【県】

○望まない妊娠の相談窓口、支援制度の周知

裁判において母親の弁護人は、行政機関の望まない妊娠や中絶に関する対策が不十分であり、相談窓口が周知されていないと述べており、母親は望まない妊娠の相談窓口や出産に係る支援制度に関する情報を入手していなかったと思われる。このことから、支援を必要とする妊婦に対して必要な情報が届くための周知の方法について更なる工夫を講じるべきである。

提 言②

4 望まない妊娠・出産の予防、支援制度の周知

【児童相談所、市町等行政機関】

○母親の家族等への周知

望まない妊娠が強く疑われる場合、同居している家族等に、望まない妊娠の結果、虐待死に至る事例があることを伝え、相談窓口や出産時の対応等についてあらかじめ周知しておくことも一つの方策である。

【市町】

○望まない妊娠等、妊娠・出産に係る相談支援体制の充実

地域で一番身近な相談機関として、望まない妊娠だけではなく、妊娠・出産・子育てに係る相談支援体制を充実させるとともに、子どものことだけではなく母自身をサポートする意思を明確に伝え、SOSを出せる関係づくりの構築に一層努められたい。

【産婦人科医療機関】

○医療機関での支援

避妊薬を処方するだけでなく、避妊効果や中絶に関する正しい知識を具体的に教えることのほか、中絶を繰り返す等により望まない妊娠である可能性が疑われる場合、妊娠SOS等の相談窓口についても医療機関から直接妊婦に案内することも一つの方策である。

【保育所、学校等】

○望まない妊娠の予防教育

幼児期から命の大切さを教え、学校教育においては、小中高の各段階に応じて妊娠や避妊に関する正しい知識、並びに相談・支援機関を伝えていく必要がある。その際、安易な避妊、乳児院・里親等に預けて育ててもらえば良いという考えにつながらないように配慮することも必要である。

【県】

○望まない妊娠の相談窓口の周知

望まない妊娠の相談窓口が支援を必要とする方に伝わるよう広報の方法を工夫するとともに、相談する側のニーズを考慮し、相談窓口の開設時間や相談方法についても相談する側のニーズを考慮し、より利用しやすい方法へ見直すことを検討されたい。また、妊娠SOSの相談窓口においては、助産師や保健師等の医療・保健系の相談員が配置されていることが多いが、相談内容は福祉や法制度に関する内容等幅広いため、各相談員の研修の機会を充実させる等、ミスマッチの解消に向けた取組を講じるべきである。

また、電話相談窓口を広く大々的に広報することにより、当事者だけではなく、多くの人に関心を持ってもらうことも予防や早期発見という観点から有効である。

○教育委員会、学校への予防教育の必要性の周知、共通認識を高める取組

学校教育のなかで妊娠・出産、必要により望まない妊娠の問題を取り扱うには、教育委員会、各学校が取組の必要性について共通認識を持つ必要があるため、教育委員会、各学校に対し必要性の周知を行う必要がある。